

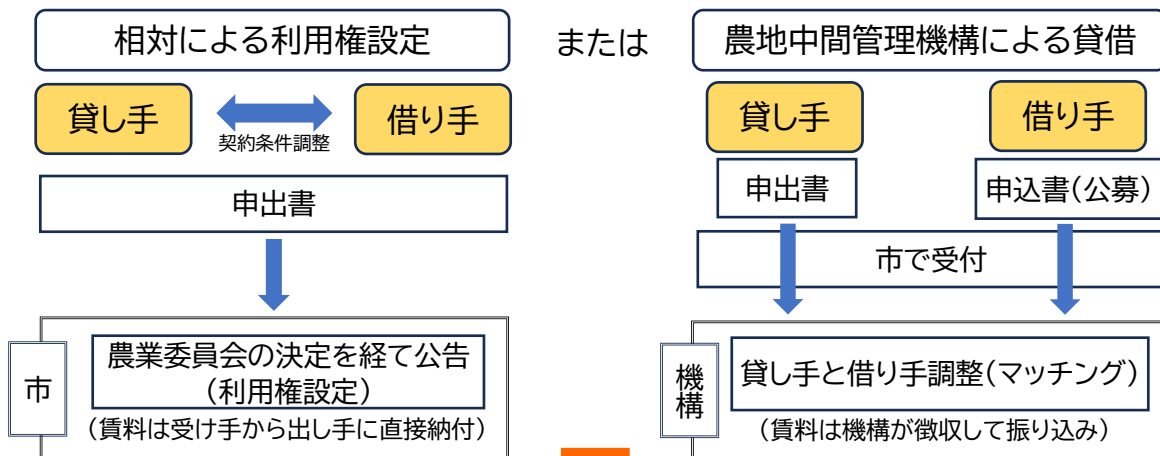
農地の貸借の手続きが変わります

R5.12.20

【変更ポイント】

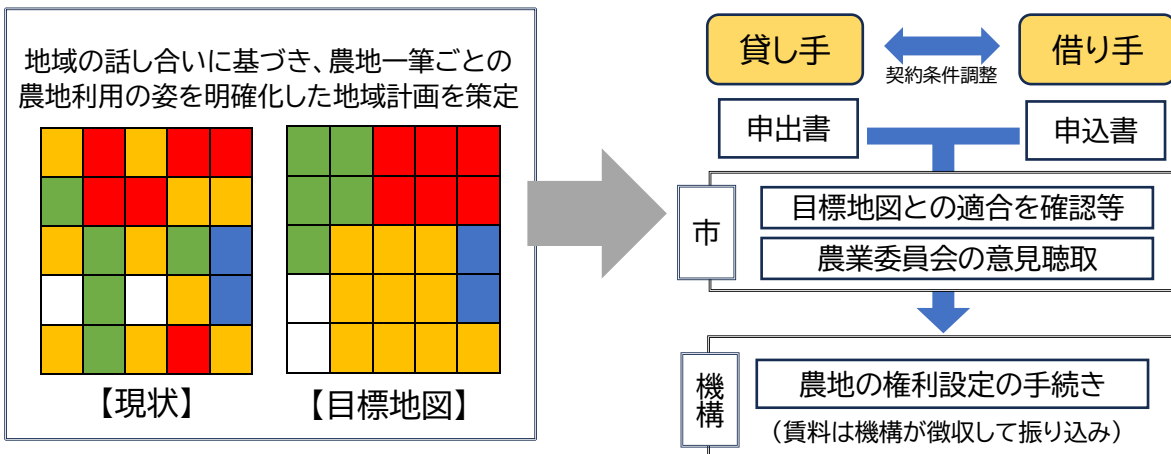
- 令和5年4月1日から関係法令の改正により貸し手と借り手の相対による利用権設定の
手続きが廃止され、農地中間管理機構が仲介する方式になりました。
- 経過措置として、令和7年3月31日までは従来の利用権設定が可能です。ただし、それま
でに「地域計画」が策定される地域については、策定日の前日までは設定可能となります。
また、農地法第3条による貸借制度は存続します。
- 農地中間管理機構による貸し手と借り手の公募制のマッチングは廃止され、地域の話し
合いによる「地域計画」に基づき農地の貸借の手続きを行うこととなります。
- 「地域計画」が未策定の地域にある農地については、貸し手、借り手双方からの申出により
農地中間管理機構を通じての利用権を設定することとなります。

従来の手続き



令和5年4月からの手続き

農地中間管理機構による貸借



農地中間管理事業 Q&A

Q1 農地中間管理機構とはどのようなもの？

A1 県知事の指定を受けた農用地の中間的受け皿となる機関(機構)が、地域計画に基づき所有者から農用地を借り受け、担い手等に貸し付ける事業などを行うものです。兵庫県では、公益社団法人ひょうご農林機構が指定を受けています。

Q2 「地域計画」「目標地図」とは？

A2 「地域計画」とは、地域での話し合いにより目指すべき将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確にする計画です。令和7年3月末までに策定することが求められています。「目標地図」とは、話し合いを重ねながら、将来の担い手を農地 1 筆ごとに割り当てた、将来の農地利用の設計図です。

Q3 事業を利用すると手数料がかかる？

A3 貸借事務にかかる手数料はかかりません。

Q4 貸借期間は何年？

A4 原則10年以上です。

Q5 貸借期間途中で解約はできる？

A5 貸し手と借り手の双方が合意している場合は可能です。やむを得ない理由による借り手からの解約の場合、1年間は農地中間管理機構が管理し、その間に新たな借り手を探します。1年経っても借り手が見つからない場合は、貸し手に返還します。

Q6 使用貸借と賃貸借のどちらでも設定可能か？

A6 どちらでも設定可能です。貸し手と借り手で協議してください。

賃貸借の場合は、農地中間管理機構が、借り手から賃料を徴収し、貸し手に支払われます。借り手からの徴収は、機構が発行する請求書に基づき金融機関へ振り込んでいただき、貸し手への支払いは、届出いただいた金融機関の指定口座へ機構から振り込まれます。

※米等の収穫物による物納の取り扱いはありませんので、当事者間でご対応ください。

※振込手数料が発生する場合は、振込者(借り手)負担となります。

Q7 現在設定中の相対による利用権設定は令和7年3月31日以降無効になるのか？

A7 契約期間中の相対による利用権設定は、令和7年3月31日以降であっても、その契約期間満了まで有効です。期間満了後、再度設定される場合は、農地中間管理機構を通じて設定いただくか、農地法第3条による貸借の手続きが必要です。

Q8 農地中間管理事業による貸借の手続きはどこに申し込む？

A8 申し込み先は、丹波市役所農林振興課です。申し込み用紙に必要事項を記入のうえご提出ください。借り手が法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書及び定款を添えて、お申し込みください。また、貸付希望農地が相続登記未了の場合は、相続関係説明図等の提出が必要です。

Q9 申し込みから権利設定までのくらいかかる？

A9 申し込みいただいた月から、設定完了まで約4ヶ月かかります。

【 手続き所要期間 】 ※5月1日設定の場合

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
相対による 利用権設定				利用権設定 申し込み	農業委員 会審議 公告	利用権設定
農地中間管理 機構 貸借手続き		貸借申し込み	農地中間管理機構審査会 農業委員会意見聴取	貸し手、借り手、 機構により 契約書押印	農地中間管理機構確認 公告	権利設定